

株券の電子化に伴う特別口座開設公告

平成20年11月6日

株主および登録株式質権者各位

滋賀県彦根市小泉町31番地
株式会社 平和堂
代表取締役社長 夏原平和

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下、「株式等決済合理化法」といいます。）の施行にあたり、同法附則第8条第1項に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座の開設および記録を行うための通知

当社は、株式等決済合理化法の施行日における、同法附則第8条第1項第1号に定める通知対象株主等について、同法の施行日以後、遅滞なく、特別口座の開設および記録を行うために必要な事項（同法附則第8条第5項各号に定める事項）を特定振替機関（株式会社証券保管振替機構）に対し通知いたします。

2. 特別口座を開設する口座管理機関

当社は、株式等決済合理化法附則第8条第4項前段の規定による口座の開設の申出を、次の口座管理機関に行い、特別口座を開設いたします。

住所 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
名称 住友信託銀行株式会社

(郵送物送付先) 〒183-8701 東京都府中市日鋼町1番10
住友信託銀行株式会社証券代行部
(住所変更等用紙のご請求) 0120-175-417
(お問合せ先) 0120-176-417

以上

(注) 本公告は、株券の電子化に伴い、株券を株式会社証券保管振替機構（ほふり）に預けていない株主の権利を確保するために、当社が開設する「特別口座」に関する重要なお知らせです。